

診療報酬改定に伴う掲示(2024/6/1～)

明細書発行体制加算

- 医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。
- 明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。
- 公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方にも、無料で発行しております。
- 明細書を希望されない方は、お申し出下さい。

機能強化加算（初診時）

- 「機能強化加算」を算定する患者様に対して「かかりつけ医」として次のような取り組みを行っております。
 - ・訪問診療や往診に関するご相談に応じています。
 - ・健康診断の結果に関する相談など、健康管理に関するご相談に応じます。
 - ・介護・保健・福祉サービスの利用に関するご相談に応じます。
 - ・休日・夜間など緊急時の対応方法について 情報提供いたします。
 - ・必要に応じて、専門医や専門医療機関への紹介を行っております。
 - ・他の医療機関の受診状況およびお薬の処方内容を把握した上で服薬管理を行います。

医療情報取得加算

- オンライン資格確認（マイナンバーカードによる保険証の確認）を行う体制を有しています。
- 同意された患者さまに対して、受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他 必要な診療情報を取得・活用して診療を行っています。

医療 DX 推進体制整備加算

- オンライン請求を行っています。
- オンライン資格確認等システムにより取得した医療情報等を活用し、診療を実施しています。
- マイナ保険証の利用促進を行い、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

一般名処方加算

- ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。
- 後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく、医薬品の有効成分をもとにした「一般名処方」を行う場合があります。
※一般名処方とは、お薬の商品名ではなくお薬の有効成分を処方せんに記載することです。
これにより特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、一般名処方によって必要な医薬品が提供しやすくなります。

長期処方・リフィル処方せんについて

- 患者さまの状態に応じ、医師の判断のもと、28 日以上 of 長期の処方や、リフィル処方せんの発行を行う場合があります。

外来・在宅ベースアップ評価料Ⅰ

- 医療に従事する職員の賃金の改善を図る取組として、外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の施設基準に適合し、届出を行っています。